

令和6年度 融資あっせん及び利子補給制度の手引

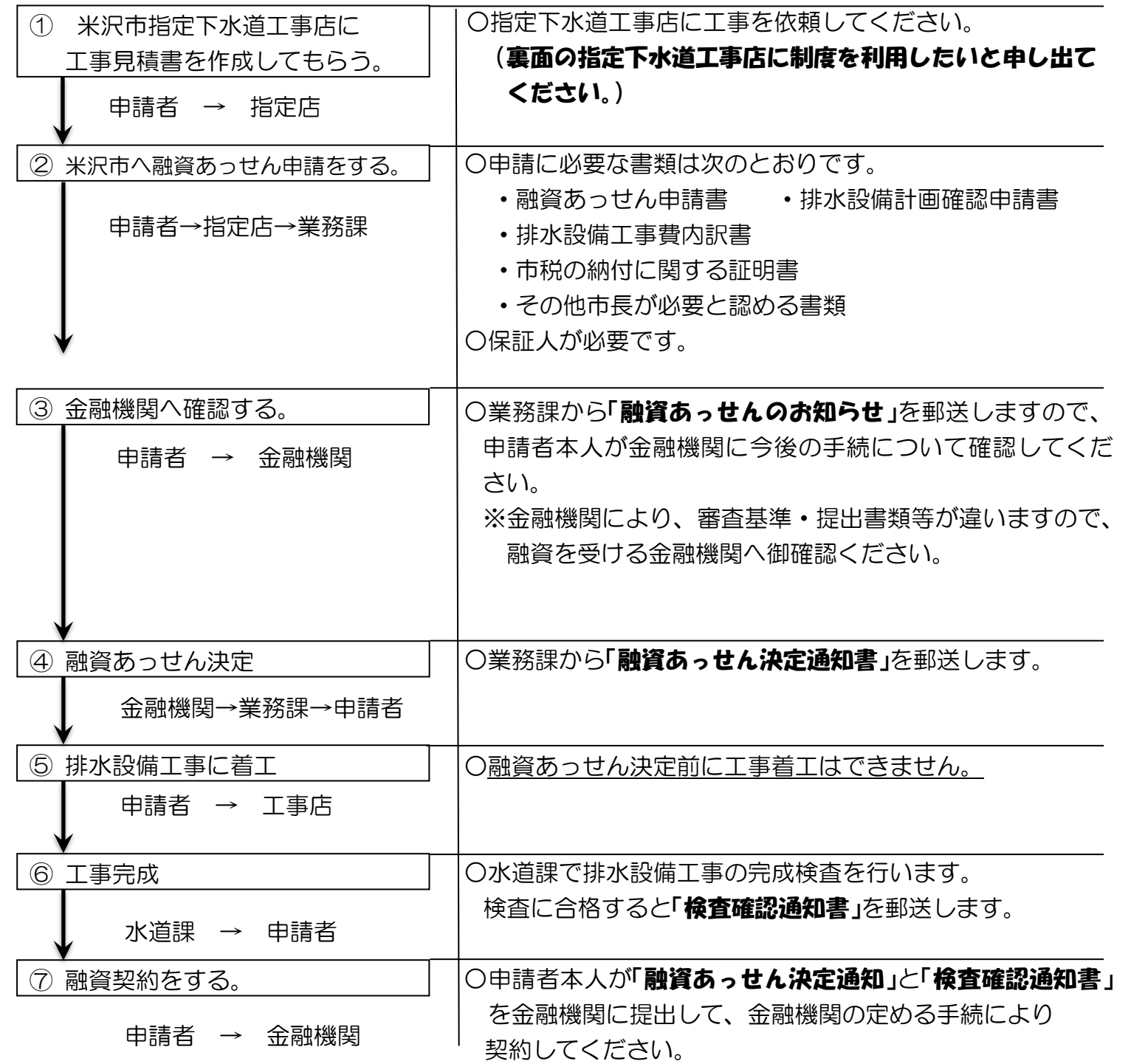
下水道の本管工事が終わると、皆様に排水設備工事（家庭から出る汚水を下水道に流すために、家庭から公共汚水柵までを接続する工事）を自己負担でしていただくことになります。

皆様に、一日も早く下水道を利用していただくため、米沢市では金融機関から融資を受けることで発生する利子の補給制度を設けていますので、ぜひ御利用ください。

◆ 制度の内容 **令和6年度も、利子補給制度と下水道普及促進補助金の併用ができます！**

利用できる人	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道が利用できる区域内で建物を所有又は占有（所有者から排水設備工事の同意を得た場合に限る。）している人。ただし、法人（認可地縁団体を除く。）は利用できません。 ② 改造資金を一時に負担することが困難である人。 ③ 市税、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金及び下水道使用料を滞納していない人。
利用できる工事	<ul style="list-style-type: none"> ① 汲取り便所を水洗トイレに改造し、下水道に接続する工事。（付帯工事含む。） ② 浄化槽を廃止し、下水道に接続する工事。（付帯工事含む。） ③ 建物の新築でない工事。 ④ 法人（認可地縁団体を除く。）所有の建物でない工事。 ⑤ 工事完成後、令和6年度内に金融機関との融資契約が可能な工事。 ⑥ 令和6年度米沢市住宅リフォーム総合支援事業との併用が可能です。※ ⑦ 令和6年度介護保険法に基づく住宅改修費給付事業“居宅介護住宅改修費の支給”との併用が可能です。※
融資額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一世帯あたり一件とし100万円を上限とします。（1万円単位） ※ 上記⑥または⑦と併用される場合は、⑥または⑦で受ける補助金額を排水設備工事費から差し引いた金額で融資額を定めることとなります。 ※ 普及促進補助金と併用の場合も、融資希望額から補助金を差し引いた金額で融資額を定めることとなります。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8年（96回）以内の元金均等償還です。 ・ 期間内に一括繰上げ償還をすることもできます。
利子補給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米沢市が全額負担します。
延滞利子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償還の延滞利子は、融資あっせんを受けた方の負担となります。
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名必要（ただし、金融機関の定めるところによります。）。
申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米沢市指定下水道工事店に排水設備工事を依頼する時に申し出てください。 ◇金融機関への手続は、申請者本人が行ってください。 ◇工事着工前に申請が必要です。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市への申請手続には、融資あっせん申請書、排水設備計画確認申請書、排水設備工事費内訳書、市税の納付に関する証明書及びその他市長が必要と認める書類が必要です。 ・ 取扱金融機関によって審査基準・提出書類が異なりますので、融資を受ける金融機関へお問合せください。
取扱い金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米沢市内にある本店及び支店に限ります。 山形銀行/荘内銀行/きらやか銀行/米沢信用金庫/東北労働金庫 山形第一信用組合/山形おきたま農業協同組合/東邦銀行

融資あっせん手続の流れ



【 ご注意ください 】

- ・ 金融機関毎に、借入金・返済期間・融資対象者・連帯保証人などにおいて審査基準があり、必ずしも 御希望に添えない場合があります。
- ・ 金融機関によっては、保証機関の保証制度加入が必須条件となる場合があります。

問合せ先

米沢市上下水道部 業務課財務担当 TEL 22-4511

